

**地域包括ケア促進モデル事業
中間報告書**

2008年5月

東京都社会福祉協議会

はじめに

平成18年4月、介護保険法は「介護予防」を柱に改正されました。改正介護保険法では、高齢者の総合相談・支援の窓口として中学校圏域において「地域包括支援センター」を中心に「地域包括ケア」を構築することが謳われており、その設置が進められています。それは、「介護予防」をきっかけとした、失われつつある“地域づくり”への期待とも言えるでしょう。

本会では、平成19年度より3ヵ年アクションプランに取り組んでいます。このアクションプランの1つの事業として、『「地域の力」向上事業』を掲げ、これまで区市町村社協で取り組んできた小地域福祉活動等、サロン活動、見守り活動を推進・強化し、住民が主体的に、地域の様々な課題に取り組むことを通し「地域の力」の向上を図ることを目指しています。その中では、顔の見える関係づくり、課題に応じたネットワークづくり、インフォーマルサービスの開発、権利擁護の仕組み等を検討することとしています。

この事業の一環として、「地域包括支援センターと社協の協働による地域包括ケア促進モデル事業」を平成19・20年度の2ヵ年にわたり、取り組むこととし、地域包括支援センターを受託している社協と受託していない社協をモデル地区として指定し、具体的な活動に取り組んできました。

19年度は、両モデル地区の状況の把握からはじめて、地域包括支援センターと社協のそれぞれの強みを確認した上で、どのような課題があり、どのように取り組みを進めていくかを検討してきました。また今後、地域基盤づくりとその活性化を目標に両者が組み合わさることによってどのようなシナジー効果を発揮するか、地域包括ケアの構築と促進にむけて、今後の取り組みの方向性等を示しました。その内容を「中間報告書」として報告いたします。20年度のさらなる活動の推進に向け、地域包括支援センターや区市町村社協をはじめとする関係各位の忌憚のないご意見をお願いいたします。

平成20年5月

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 野村 寛

《 目 次 》

I	事業の主旨	1
II	モデル地区の状況	
1	杉並区社協	2
	(1) 背景とねらい	
	(2) 取り組み状況	3
	(3) 課題と今後の展望	7
2	西東京市社協	
	(1) 背景とねらい	12
	(2) 取り組み状況	14
	(3) 課題と今後の展望	17
III	モデル事業を通じて	22
IV	中間総括	24
◆	資料	
	○地域包括ケア促進モデル事業 検討委員会 審議経過	26
	○地域包括支援センターと社協の協働による包括ケア促進モデル事業 検討委員会設置要綱	29

I 事業の主旨

1. 背景と目的

頻発する自然災害、脅かされる子どもの安全、高齢者や障害者をねらった悪質商法の横行などなど、「地域の力」が問われており、行政政策においてもキーワードになっている。また、改正介護保険法が提起した介護予防の取組みは、「介護予防は孤立予防」と言われるように、地域社会のあり方そのものを問うているといっても過言ではありません。

そうした中、日常生活圏ごとに設置が進められつつある地域包括支援センターには、介護予防のためのケアマネジメントや権利擁護といった大きな役割が期待されている。

一方、区市町村社協は、かねてから住民参加による小地域福祉活動やボランティア活動の推進を最重要課題として取組みを進めており、また近年では、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度推進機関の設置等を通じて権利擁護の拠点としての機能を強めてきている。

このモデル事業は、包括センターと区市町村社協が連携、協働し、双方の特徴と強みを活かすことによって、地域における「包括支援ネットワークの構築」と「権利擁護」を確立するために必要となる基本的な視点や手法を開拓することを目的とした。

なお、本事業は、「東社協3ヵ年アクションプラン」（平成19年度～21年度）における『地域の力向上事業』の一環として実施することとする。

2. 実施体制・内容

実施体制としては、モデル地区として、杉並区社協（地域包括支援センター受託社協）と西東京市社協（地域包括支援センター未受託社協）と連携して実施する。

想定されるモデル地区における取組みは、以下のような考え方のもと行う。

- ①地域での包括的なケアを必要とするケースへの支援活動を試行的に行うことを通じて、今後の包括ケア体制の構築に向けて必要となる条件や具体的な取組みのあり方等を検証する。
- ②その際、個々のケースへの取組みを通じて、①小地域福祉活動に新たなモチベーションが生まれ活動が活性化する効果と、②関係者のネットワークが構築され実質的な機能が高まる効果を重視する。
- ③権利擁護的な視点（虐待・消費者被害防止、福祉サービス利用支援等）からの支援が必要な事例についても積極的に取り上げ、包括ケアにおいて求められる権利擁護機能のあり方についても検証する。
- ④上記のネットワーク形成に努めるとともに、あわせて「新たな住民の力」を引き出す方策を検討する。地域での暮らし方やそのための支援のあり方を考え、地域の住民同士の結びつきや交流の活性化等を図る。

II モデル地区の状況

1. 杉並区社協

(1) 背景とねらい

①地域包括支援センター

平成 18 年 4 月より、区内 20 箇所設置の地域包括支援センターのうち 3 箇所を受託している。在宅介護支援センターの運営経験はない。

モデルエリアでの、「地域包括支援センターケア 24 梅里」開所当初より、たまたま相談所を設置していた場所が取り壊しになって休止となっていた「小地域活動のよろず相談所」と同居、意図的に接点をつくったものの、異質性を補完しあうには多くの課題が明らかになった。

地域包括支援センターには新たな専門相談機関としての住民の期待も大きく、住民同士には言えない相談が寄せられている。

②小地域福祉活動

平成 5 年度に和田堀地域を対象とした小地域での福祉活動「5 万人のきずなプラン」、平成 8 年度には、区内全域（民協 13 地区）を対象とした地域福祉活動推進計画「小地域のきずなプラン」、平成 15 年度には、杉並区内の総合的な地域福祉活動計画として検討委員会を組織し「杉並きずなプラン 2003」を策定した。

地域のニーズに合わせたきめ細かい活動が展開できるよう地域組織を設置、社協は事務局を担う（現在、4 地区で展開）。活動を進めるにあたっては、まちの人々が主体的に取り組んでいけるよう計画し、具体的なプログラムは、そのまちの実状に合わせ進める。

同時に「きずなサロン」も展開。名乗り出た NPO や個人などを主体に個人宅や公共施設を利用して 11 箇所のサロン運営を行なっている。

一方、小地域のよろず相談所はサロンの雑談の中で来所者が交流していくスタイルだったため、公共の専門相談窓口との同居は、利用対象者が異なり、場を共有することの難しさがあった。

しかし、デメリットばかりではなく、メリットとしては相談担当を主に民生委員が担っており、定期的に入出りがあったことで、他の地域包括支援センターよりも顔がつながる関係となった。社協職員として民協に出席できるのもつながりの一つとなっている。

③現状での課題

社協活動としても、地域包括支援センターとしても共通している課題は、新たな住民層や若い世代をこのネットワークにどう巻き込んでいくかということにある。小地域福祉活動のメニューとして行っている寺子屋（小学生が宿題を持ち込んでよし、また科学実験教室などを開催）が唯一若い世代との関わりがある取り組みを行っている。世代ごとの暮らしのニーズは異なるため、場の目的にあわせ、異なる階層が集まっているが、これをクロスさせる仕組みを考えるきっかけとしたい。

具体的には社協が業務委託を受けている災害時の要援護者の避難支援の取り組みや、地域包括支援センターで行なっている高齢者世帯を見守る「あんしん協力員」の募集にどう30～40代の住民を巻き込むかが共通の課題となっている。

杉並区では地域の基盤組織（町会・自治会・民生児童委員等）・地域包括支援センター・杉並区社協がそれぞれの立場でかかわりを持っている課題に対し、このモデル事業を実施することとした。

その課題は災害時、とくに大地震が発生した際、地域に暮らす高齢者や障害者、一般的に要援護者と呼ばれる方たちの避難支援にある。

杉並区が取り組む「たすけあいネットワーク事業」では、情報や知識の共有が縦割りになりがちで、独自の事業を行うことにより、インフォーマルのネットワークを強化していく取り組みとしたい。

(2) 取り組み状況

杉並区では、大地震が発生した際、地域に暮らす高齢者や障害者等、一般に要援護者と呼ばれる方々の避難支援を行うため、「たすけあいネットワーク事業」に取り組んでいる。

災害時の要援護者避難支援には、地域（町会・自治会・民生委員等）・地域包括支援センター・杉並区社協がそれぞれの立場でかかわりを持っているが、縦割りになりがちであり、情報や知識の共有が必ずしも十分に図られていない。区の「たすけあいネットワーク事業」に加え、地域包括ケア促進モデル事業を行うことにより、インフォーマルのネットワークを強化していく取り組みにしたいと考える。そして、常日頃から何気ない見守り活動が行われる関係が生まれることを目指し、次の3つの取り組みを行うこととする。

- a. 車イス体験会等による新たな地域づくりの担い手の発掘
- b. 要援護者リストから理解を深めるための福祉学習会の実施
- c. 高齢者と障害者を支援する専門職間の合同ケースミーティングの開催

a. 新たな担い手の発掘

年 月	主な事柄	ワーカーの働きかけ (関わり)等	ワーカーの機能や 取り組みの工夫等
10月上旬	車いす体験会広報	民生委員やあんしん協力員の口コミで情報を流し、地域の参加を促す。	口コミでの情報の流通では、日頃からの社協や地域包括支援センターの民生委員や協力員とのつながりの強さが試される。(口コミの伝達手段としての有効性)。
10/25	車いす体験会(第1回)	参加者相互の感想を引き出すなどのファシリテーターを担う。	車いすに乗って、初めて乗る側の気持ちの共有ができたことは評価できる。ワーカーのグループワーク技術の必要性。
12/15	車いす体験会広報	社会教育などの別分野で活動している人の口コミで情報を流し、また、開催曜日を変更し、新たな参加を促す。	社協の社会教育等の他分野連携の取り組みの現状と活用。 地域住民のニーズに合わせた開催形態の検討。
12/15	車いす体験会(第2回)	同様にファシリテーターを担う。また高齢者模擬体験ではなく、ブラインド体験を行い、趣向を探ってみた。	開催日を土曜日にしたことで、通常とは違う参加者層の期待をしたが、参加者数は前を下回った。 コンスタントに行うことで効果も出てくると思われるが、今後は、周知の方法や、新たな担い手の発掘の手法として「車いす体験」以外の切り口も併せて検討する必要がある。開催日や場の設定の工夫。参加者層の分析。
2/8	区報掲載依頼	広く周知できる区報への掲載依頼を行う。またチラシを作成し、郵送など別講座の参加者へ送付。時間帯を変更し午前中に実施、新たな参加を促す。	区報の周知効果の把握。社協や地域包括のネームバリューが問題となる。時間帯による参加者層の違いの分析。
3/11	車いす体験会(第3回)	ファシリテーターを担う。	介護をしている家族から、

			車いす操作が下手だと注意をされたので参加したという方が複数いた。新たな担い手の発掘にはならずとも、スキルを高める機会、ニーズをもった方に役立つ場であることが確認できた。ワーカーのグループワーク技術。参加者のニーズ把握。
--	--	--	---

※「ワーカーの機能や取り組みの工夫等」は、検討委員会による考察や分析

b. 福祉学習会

年 月	主な事柄	ワーカーの働きかけ (関わり) 等	ワーカーの機能や 取り組みの工夫等
12/10	ヒアリング	合同ケースミーティングの際、震災救援所運営連絡会に参加している民生委員に打診。担当ケースなどで具体性が見えてこない人と人も集まらないのでは、とのこと。	社協と民生委員のつながりを活かしたヒアリングによる課題把握(ニーズ把握)。企画・プログラムをより具体的な目に見える形にしていくことの必要性。ある程度の結果と実施側のモチベーション。

c. 合同ケースミーティング

年 月	主な事柄	ワーカーの働きかけ (関わり) 等	ワーカーの機能や 取り組みの工夫等
9月上旬	ヒアリング	障害者支援コーディネーターへアプローチし、ケア24の職員との合同ミーティングへの関心を探る。ニーズの接点が認められたため、3障害の支援コーディネーターへ模擬ミーティングとしての参加を促す。	かねてより個々にコーディネーターとの連携はあったが対象を越えて集まる機会がなかったためキーパーソンとなる担当へ声をかけた。各分野のキーとなる人物の把握。ワーカーの媒介・仲介機能。異なる分野の接点の把握。
10/4	高齢者と障害者を支援する専門職の合同ケー	こうした場の活用についてお互いのニーズを引き	専門職のみならず、地域の社会資源や住民を巻き込

	スミューティングに向けての打合せ会	出すため、ファシリテーターを担う。また主催者側としての問題提起として、障害者が65歳になった時点での制度の切り替わりの課題を投げかける。	んだケース検討会ができればと思う。そのためには、それぞれの共通認識を持つ必要があると思われる。ネットワークを組む目的の確認。ファシリテート技術。制度の共通課題の把握と投げかけ。
11月	参加者選定と声かけ	当事者の暮らしに近い人を誘うという10/4の結論を前提に民生委員、ヘルパー事業者、知的障害者作業所へ連絡をとり参加を促す。	地域に暮らす当事者に近い人は誰かということの把握。参加呼びかけの際の工夫。
12/10	第1回合同ケースミューティング	初顔合わせが多く、場の目的を説明すると共に相互の問題意識から共通課題を引き出すべくファシリテーターを担う。	専門職同士であると制度論になってしまうこと、地域の目が入ることで視点が異なることなどを認識ができた。今回を機に共通認識を持ちながら、ケース検討を実施し、包括ケアの構築が図られることが期待される。 多職種や地域の関係者が集まる際の目的確認の重要性。波長合わせ。地域ベースで見る視点の導入。

(3) 課題と今後の展望

ア. 活動エリアをどう設定するか

民協が13、地域包括支援センターが20、震災救援所とされている小中学校が67あり、モデル地区活動を展開するにあたって、どのエリアを基点としていくかが大きな課題となった。

この点については、『災害時要援護者対策を通じた住民参加による日常的な活動基盤の構築』にむけて、日常生活圏域を活動エリアとする地域包括支援センターを中心に、ケア24梅里エリアの震災救援所の小中学校（行政でモデル地区となっている学校のみ）を巻き込みながら事業を展開することとした。これにより、モデルエリアでの包括的ケアの促進の基盤整備を図り、社協が運営している他の包括、さらに区内のすべての包括での普及を図ることができると考えられる。

イ. 小地域福祉活動の担い手の固定化と社協の支援体制

小地域福祉活動は民協のエリアで活動が行われており、ケア24梅里エリアにおいても、和田堀地域を対象とした小地福祉活動があり、民生委員・町会・青少年委員・児童館などを構成員とし「住民福祉協議会」を組織している。その活動はよろず相談所、寺子屋の開催、情報誌の発行、福祉講演会の開催、サロン運営など多岐にわたっている。

しかし、近年では、新たな活動が芽生えてこない。担い手についても固定化されている状況にある。社協としても今後の展開を模索しているところである。

今年度の取り組みの中で新たな担い手の発掘として、車いす体験会という手法で行ってきたが、参加人数が少なかったことからしても新しい活動者の発掘とは結びつきにくいことがわかった。

そこで、新たな手法として、当該エリアの一般区民や企業（勤労者）を対象に、災害時の取り組みや地域への貢献意識についてアンケートを行い、興味を示した方に対し、たすけあいネットワークなどの情報とともに活動への協力を得られるような方策が考えられる。

また『災害』にスポットをあてた災害支援ボランティア情報登録制度を構築し、メールングリスト等で、災害をテーマにした講座の開催や情報交換会を行うことで顔の見える関係作りを行う。さらに防災訓練の情報などを随時発信する仕組みを作ることにより、新たな活動者の発掘につなげ、災害時における要援護者への理解を深めていくことも考えられる。

災害時の助け合いは、日常時からの基盤づくりがあってこそ機能するものであることから、こうした働きかけをきっかけとして、小地域福祉活動の活性化につなげていくことをめざす。

ウ. 事業者や施設等の連携が十分に図られていない

介護保険法、障害者自立支援法と対象者別の法整備が進む中、区内には、福祉関係の事業所や施設等が数多くあるが、高齢者分野、障害者分野というような縦割りになっており、相互の連携は十分にできていないという課題がある。

そのような中で、高齢者と障害者を支援する合同ケースミーティングを行うことにより、それぞれの役割を理解し、知識や地域資源の共有化を図り、要支援者に対するトータルな支援が可能になる。

さらに今後は、専門職にとどまらず、住民福祉協議会や新たな担い手のキーパーソンがメンバーに加わることで、新たなネットワークにつながっていくことが期待される。

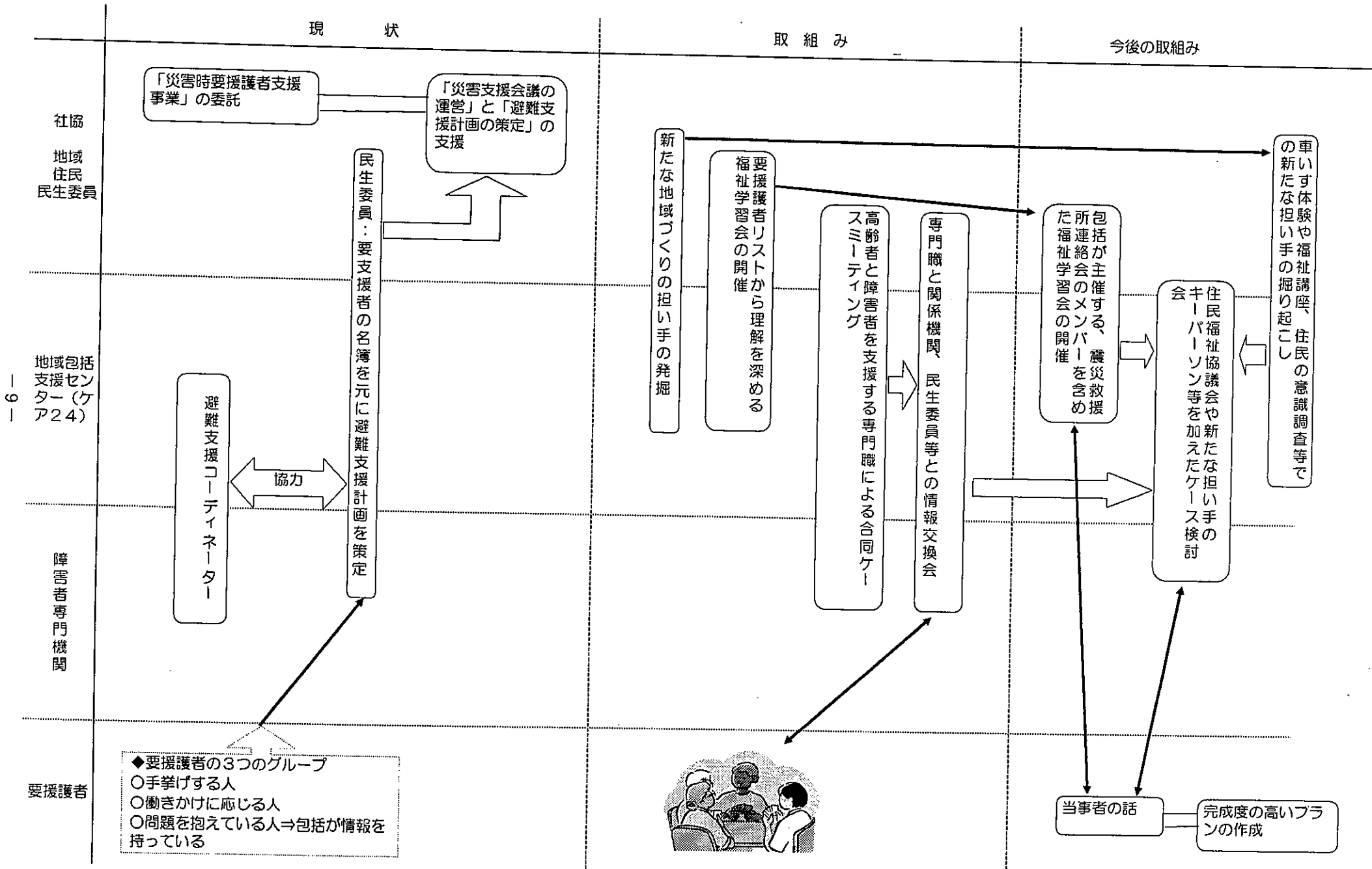
エ. 地域組織・地域包括支援センター・社協での情報や課題の共有が図られていない

町会・自治会・民生委員等をはじめとする地域関係組織と地域包括支援センター、社協がそれぞれの立場で関わりを持っているが、縦割りとなっている。そのため、情報や課題の共有が図られていない。

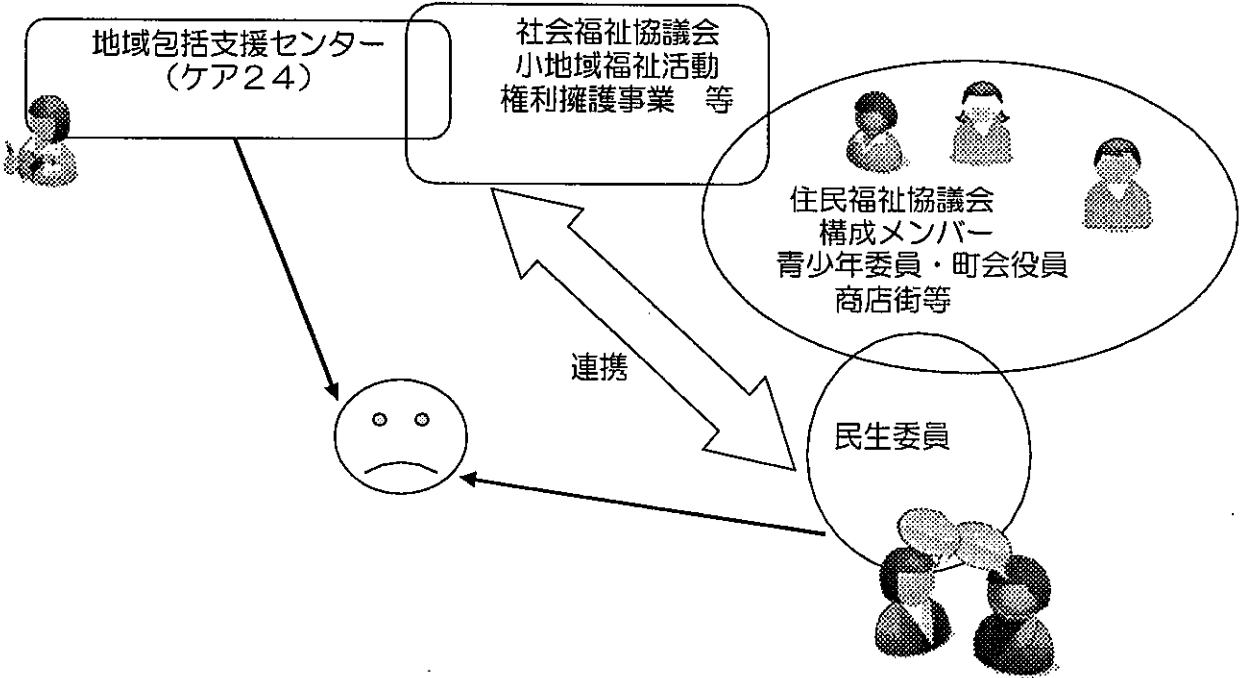
上記「イ」であげられた取り組みが行われることにより、インフォーマルなネットワークの強化が進むことが期待される。それにより、地域包括に「地域のネットワークは社協」という機運を高め、互いの強みを磨き、社協運営の包括として、社協が持っているネットワークとセットで強みを打ち出すことも考えられる。

これらの取り組みの成果は、高齢者分野のみならず障害者分野における認識の深まりにもつながり、完成度の高い『個別支援プラン』の作成にも繋がっていくものと考えられる。

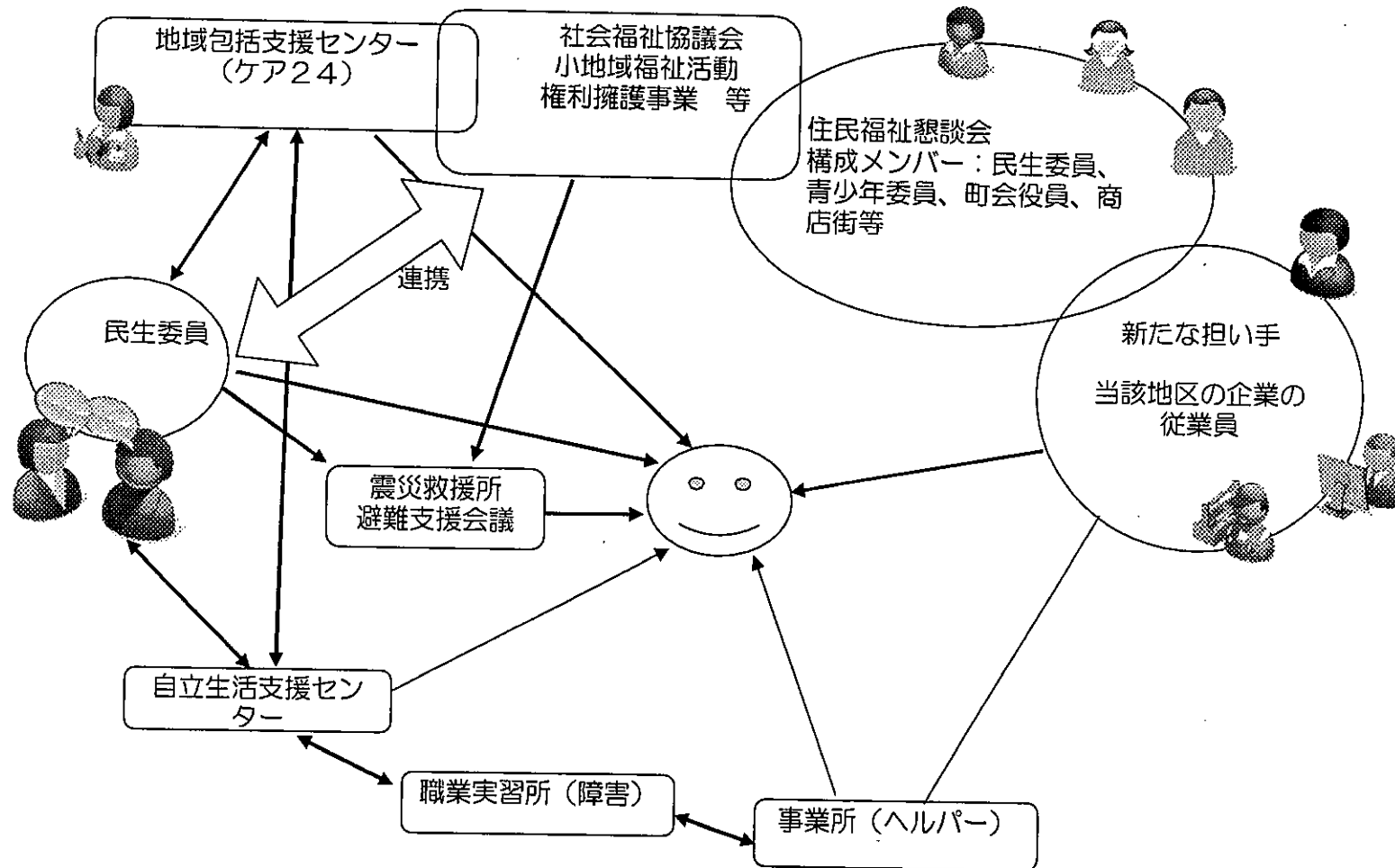
災害時要援護者対策を通じた住民参加による日常的な活動基盤の構築



杉並区社協：取り組み前



杉並区社協：取り組み後



2. 西東京市社協

(1) 背景とねらい

①地域包括支援センターとささえあいネットワーク

市内に8箇所あった「在宅介護支援センター」が地域包括支援センターとなった。

権利擁護事業では、法律面、生活面での専門的な相談は社協が運営する「あんしん西東京」の専門相談（弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家が相談に応じている。毎週水曜開催）につないだり、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業につなぐ必要があるケースは適時連絡を取り合っている。

西東京市では、少子高齢化時代に向けて、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の住民(ささえあい協力員)308人、事業所(ささえあい協力団体)57団体、民生委員や地域包括支援センターおよび市(高齢者支援課)が相互に連携しあう仕組みとして、平成16年4月より「ささえあいネットワーク」が開始されている。

ささえあい協力員・団体は、日常生活の中で、できる範囲で挨拶などお互いに顔を合わせたり、希望する高齢者の家を訪問するといった活動をしている。また、通常の活動や近隣において高齢者の異変に気付いた場合や、心配な高齢者の情報等を地域の民生委員や地域包括支援センターに連絡することになっている。ささえあい協力団体には、新聞販売所や営業所などが登録している。ネットワークの利用、参加を希望する人は、最寄りの地域包括支援センターまたは高齢者支援課に連絡、相談を入れる仕組みとなっている。

市民にささえあいネットワークの存在と意義を伝え、興味を持っていただくため、また、協力員・団体の皆さんの研修の場として、講演会などをおこなっている。

このささえあいネットワークの活動について、活動の担い手(ささえあい協力員)によっては、より具体的な活動を求め、現在の活動に十分な達成感を得られていない人がいる。

また、地域の中に見守りを求める人がいても、これまではささえあいネットワークにその役割を求めることはできていなかった。

②小地域福祉活動

インフォーマルサポートに関しては、社協として地域住民、民生委員に適宜協力（見守り・連絡等）をお願いしている。そのためふれあいのまちづくり事業により市内 20 地区に設置した住民懇談会等に社協職員ができるだけ出席するようにしている。

社協がすすめる「ふれあいのまちづくり」は、小学校区を中心とし、地域に住む住民が主役となって取り組む「住民参加型」のまちづくり活動である。毎月 1 回、各地区で「住民懇談会」を開催し、地域に即した活動について話し合い、清掃活動・挨拶運動・防犯パトロール・高齢者昼食会・喫茶サロン運営・福祉制度勉強会など、各地区の状況に合わせて多様な活動をしている。ふれあいのまちづくり活動は、平成元年から取り組みが開始され、17 年度には市内 20 地域 19 全小学校区域で活動が展開されている。

各地区の様々な活動を通して「世代を超えて交流できるまち」「いざというときに助け合い、支えあえるまち」「安心して暮らせるまち」を目指している。

この活動の特徴としては、活動の対象者を地域全住民としていること、また、集団をとおして地域に向けて問題解決を実践するとともに、模範的活動を提示していることがあげられる。もちろん、個別支援も実施している。しかし、活動の担い手に高齢者が多かったり、上記のささえあいネットワーク協力員と重複して登録している方が多いなど、他の地域活動と区別しにくいという指摘もある。

また、課題としては、現在、地域とのかかわりは通報が中心となっているが地域でその後の見守りや連絡を蜜にするためには、個人情報保護法との関係をクリアにする必要がある。

③現状での課題

今回、モデル事業に取り組む中で、西東京市においては「ささえあいネットワーク」を再構築し「ふれあいのまちづくり」と連携していくことで地域の問題解決能力を向上させる方針とした。

二つの地域活動は活動の特徴がそれぞれ異なっているが、地域の抱えている福祉課題に対して住民に理解してもらうとともに、身近な地域における問題発見の機能が共通点といえる。この共通点は市民に対して、身近なところでできるところから取り組むことの大切さを伝えている。このことが、西東京市における地域住民の福祉活動に対する前向きな姿勢と和気あいあいとした雰囲気を作り出しているとも言える。

モデル事業に設定されている「地域の問題解決能力を向上させる」という課題について、まず「ささえあいネットワーク」を再構築していくことで対応していくこととした。今までの緩やかな見守りの先に、必要としている人に対して訪問による安否確認を行い、これにより、守られたい人が手を挙げられるとともに、具体的な活動ができ協力者の達成感も高まる効果が期待される。

また、「ささえあいネットワーク」とともに地域に定着している「ふれあいのまちづくり」と「ささえあいネットワーク」と連携していくことで、地域のネットワークをきめ細かく設定することができる。例えば、「ささえあいネットワーク」で訪問を求める人に対して単に安否確認を行うのではなく、「ふれあいのまちづくり」事業を通じて地域の情報を提供し、高齢者の引きこもり防止にも一役買うことができる。また、「ふれあいのまちづくり」事業に参加した市民に訪問による安否確認を求めるニーズを持った方が居れば、必要な制度につなげることもできる。

今回のモデル事業に取り組む中で、モデルケースを選定するにあたっては、平成18年度に西東京市が民生委員に依頼して行った75歳以上アンケートの集計結果を参考にした。そのアンケートの中には、少ないながらも訪問による安否確認を求めるニーズが拾い上げられている。息子世帯と同居ではあるが日中独居になり、外出をしたがらないが安否を確認してもらいたい人。消費者被害にあってしまい、それ以降引きこもりがちな生活を続け自分の安否を他者に確認してもらいたい人。今後、このようなケースをモデル地区の小学校区域から各1ケースとりあげ、一定期間しっかり安否の確認、引きこもりの防止、サービス活用に向けた連携などを行うこととする。

(2) 取り組み状況

「ささえあいネットワーク」のリニューアル、再構築を図り、バージョンアップする。そして「ふれあいのまちづくり」とうまくドッキングすることによって、本当のニーズに対応できる実効性のあるものとする。その軸として、この二つがともに、またがる部分で地域包括支援センターが大きな役割を果たすことになる。キーワードとしては「地域の問題解決能力を向上させる」を掲げる。

具体的な取り組みとして

- a. 住民懇談会（ふれあいのまちづくり）説明会の開催
- b. 地域包括支援センター（ささえあいネットワーク等）
- c. 相談事例検討など

が考えられる。

a. ふれあいのまちづくり事業（住民懇談会）

年 月	主な事柄	ワーカーの働きかけ (関わり)	ワーカーの機能や 取り組みの工夫等
9/15	住民懇談会「わくわく 栄」定例会	住民でできる地域内の支 えあいについてメンバー に投げかける。 メンバーには具体的イメ ージがわからなかったのか、ピン とこない様子。	前提としての社協による 住民懇談会の地域での組 織化。メンバーとワーカー との関係性（社協側の感 覚・思いと住民側の感覚は 必ずしも一致しない）。住 民参加による地域内の支 えあいの具体的イメージ の確認と住民グループへ の働きかけ。
10/20	住民懇談会「わくわく 栄」定例会	具体的に見守り活動の提 案をし、メンバーの考えを 確認する。	見守り活動における“訪問 活動”のイメージの違いへ の気づきの促し。メンバー の「地域の当事者」意識の 醸成。
1/19	住民懇談会「わくわく 栄」定例会	試行的取り組みへの協力 に対してお礼を伝えると ともに、今後の協力依頼を する。 かかわる試行的ケース 1 件 に辞退の申し出があり、一部 士気が落ちる。	取り組みへのフィードバ ックの重要性。「グループ の士気」の把握などグル ープメンバーとの波長合 わせとグループの力動の把 握。 次の展開への結びつけ。
2/16	住民懇談会「わくわく 栄」定例会	2月24日開催予定の消費 者問題出前講座の宣伝と 試行的取り組みへの顔つ なぎとして参加。 すでにささえあいネットワ ーク協力員に対し通知は来 ているが、試行的取り組みと の位置づけに納得した様子。	ネットワーク形成におけ る「顔と顔を合わす」こと の重要性。情報伝達も顔を 合わせての伝達の方が理 解が得られやすい（効果 性）。既存の取り組みと新 たな試行的取り組みとの 関係性への気づきの促し。

b. 地域包括支援センター（ささえあいネットワーク等）

年 月	主な事柄	ワーカーの働きかけ (関わり)	ワーカーの機能や 取り組みの工夫等
12/11 12/20	ささえあいネットワーク団体・協力員・相談協力員合同懇話会	訪問協力員制度の説明を行い、試行的取り組みへの協力を依頼する。 “訪問活動”をルール化して説明することで、住民との認識のずれを一致させたことは評価できる。	合同懇話会の場のセッティングと事前周知。「訪問活動」の具体的内容の言語化・ルール化の事前作業と住民への説明。「住民の認識」とのずれの確認と一致化させる取り組み。
1/15	ささえあいネット訪問協力員説明会	試行的取り組みへの協力者および協力しようと検討中の方に対して個人情報保護の研修も行い、参加意思を確認する。 社協・地域包括・市が協力して具体的な説明会を開催したことで更に多くの協力員を得られた。 チームを組んで事例に対応することが、住民同士の自発的な情報交換に繋がったことは成果。	実施側がそれぞれの立場を越え、一致した取り組みを行うことにより事業そのものへの安定感、信頼感が生まれ、参加する住民側の安心感につながる。そのためには実施側の事前の意思統一が重要である。 協力者への事前研修。住民参加活動における個人情報保護。 参加意思の確認作業。 各機関の特性を活かしたネットワークと参加の呼びかけ。 個別訪問におけるチームでの取り組みによる自発性の発揮と横の連携体制の構築の工夫。
1/31	ささえあいネット訪問協力員訪問前打合せ	訪問を行うために必要な書類・連絡方法・訪問方法を確認する。 新しい試みに対して、必要事項を確認し不安感を取り除く。	実際の活動における書式整備、具体的活動の提示・確認と課題の予測。目に見える具体的作業イメージとすることでの不安感を除去。

c. 連携（事例検討・ネットワーク会議等）

年 月	主な事柄	ワーカーの働きかけ (関わり)	ワーカーの機能や 取り組みの工夫等
11/29	ささえあいネット懇話 会事前打合せ	12月11日・20日開催 の懇談会で訪問協力員制 度の説明方法を確認する。 関係機関と訪問協力員制度 について具体的な話し合い ができ、一体感を得た。	関係機関との具体的話し 合いによる一体感の醸成 の工夫。
1/28	モデル事業打合せ	試行的取り組みに対し、今 後どの様に意図的にかか われるかについて話し合 う。 試行的取り組みを通し訪問 協力員制度のスタンダード を探ることで一致する。	関係者による方向性と具 体的達成目標の確認作業。
2/28	モデル事業打合せ	訪問開始後 1 ヶ月の報告 の持ち方と今後の予定に ついて確認する。	ふれまちとの連携につい て具体的な考えを出し合 ったことが成果。地域でこ れまで築かれてきた社会 資源を活かすこと、組み合 わせることの工夫、取り組 み。

(3) 課題と今後の展望

ア. ささえあいネットワーク協力員の活性化を図る

市では、65歳以上の全高齢者を対象にささえあいネットワーク事業を行っている。ささえあい協力員（団体を含む）は、近隣や通常の業務において高齢者の異変に気付いた場合や、心配な高齢者の情報を地域の民生委員や地域包括支援センターに連絡している。また、日常生活の中で、できる範囲で挨拶などお互いに顔を合わせたり、希望する高齢者の家を訪問するといった活動をしている。

しかし、ささえあいネットワークの活動について、活動の担い手（ささえあい協力員）によっては、より具体的な活動を求め、現状での活動に十分な達成感を得られていない方もいる。また、地域の中には見守りを求める人がいても、ささえあいネットワークにその役割を求めすることもできていなかった。

そこでささえあいネットワークの訪問事業を試行し、試行ケースの課題やシステム（制度）への反映を行い、要支援者の訪問支援活動のプロセスの普遍化を行うことにより、ささえあいネットワーク協力員の達成感も得られる仕組みを構築することとした。今後、この方向性を着実に発展させる必要がある。

イ. ふれあいのまちづくり事業の停滞を打開する

小学校区をエリアにした「ふれあいのまちづくり」事業が取り組まれており、モデル地区にも2つのふれあいのまちづくり活動がある。1つのエリアではかなり自主的な活動が展開されているが、もう1つは地域全体への関わりはこれからという状況である。

今回、モデル事業に取り組む中で、市においては「ささえあいネットワーク」を再構築し「ふれあいのまちづくり」事業と連携していくことで地域の問題解決能力を向上させる方針とした。

ささえあいネットワーク訪問事業を行う中で、既存の活動で連携できるものを地域住民と一緒に検討するとともに、発見されたニーズに対して新たな活動の取り組みのきっかけとなり活性化へとつなげていくことが期待される。

ウ. コミュニティワークとしての働きかけを強化する

ささえあいネットワーク訪問事業の試行というアプローチから、個別の要支援ケースへ専門機関と住民組織の連携を軌道にのせることで地域での見守り活動が組織化され、住民の安心した生活の実現につながるができる。

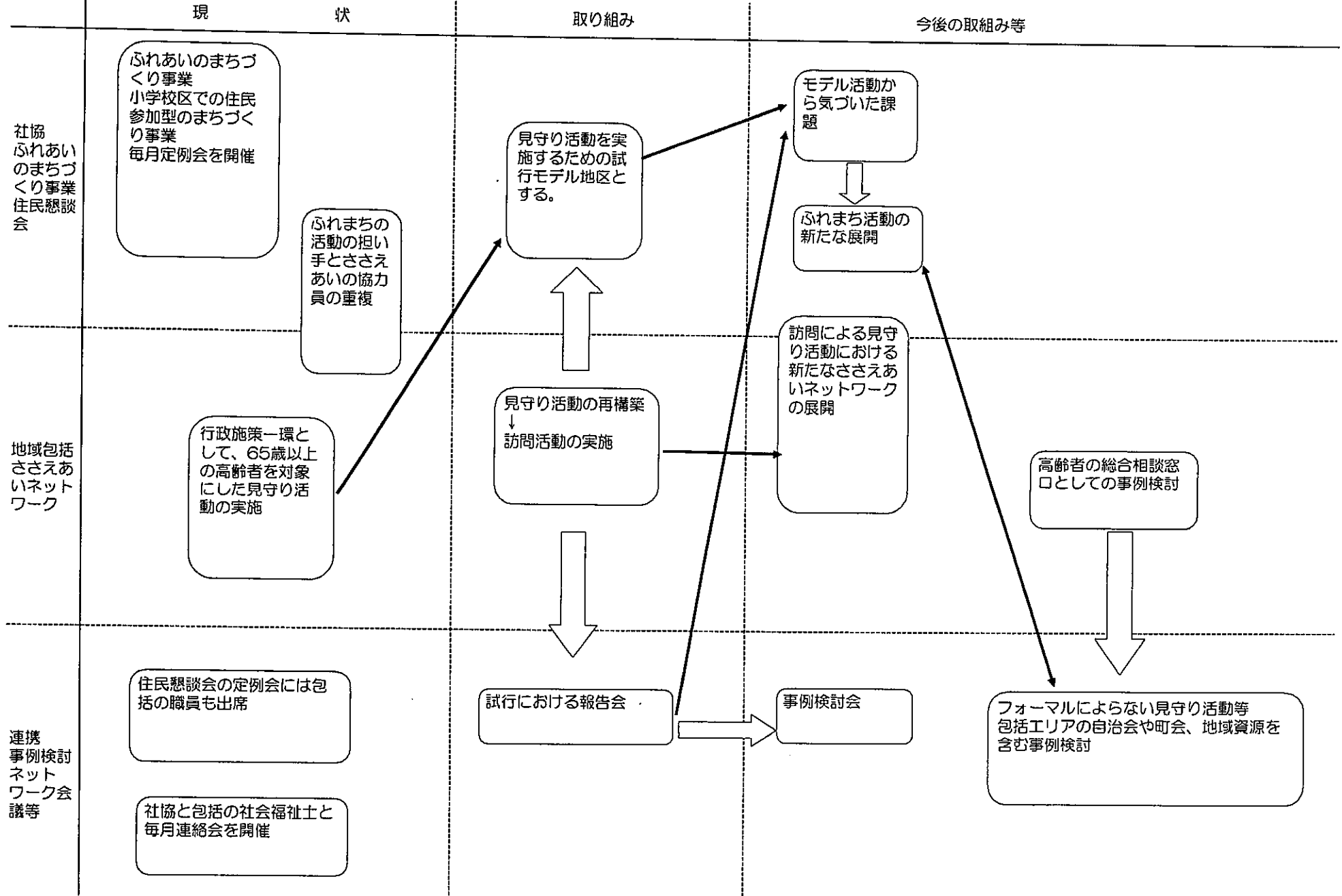
また、試行ケースへの取り組みを進めるにあたって、ふれあいのまちづくり事業との連携を含めて検討することにより、地域における課題を具体化し、コミュニティワークの手法に基づき、包括ケアの促進を促すきっかけとすることが期待される。

エ. 事業者や施設等は適度にあるが、それが活動しきれていない

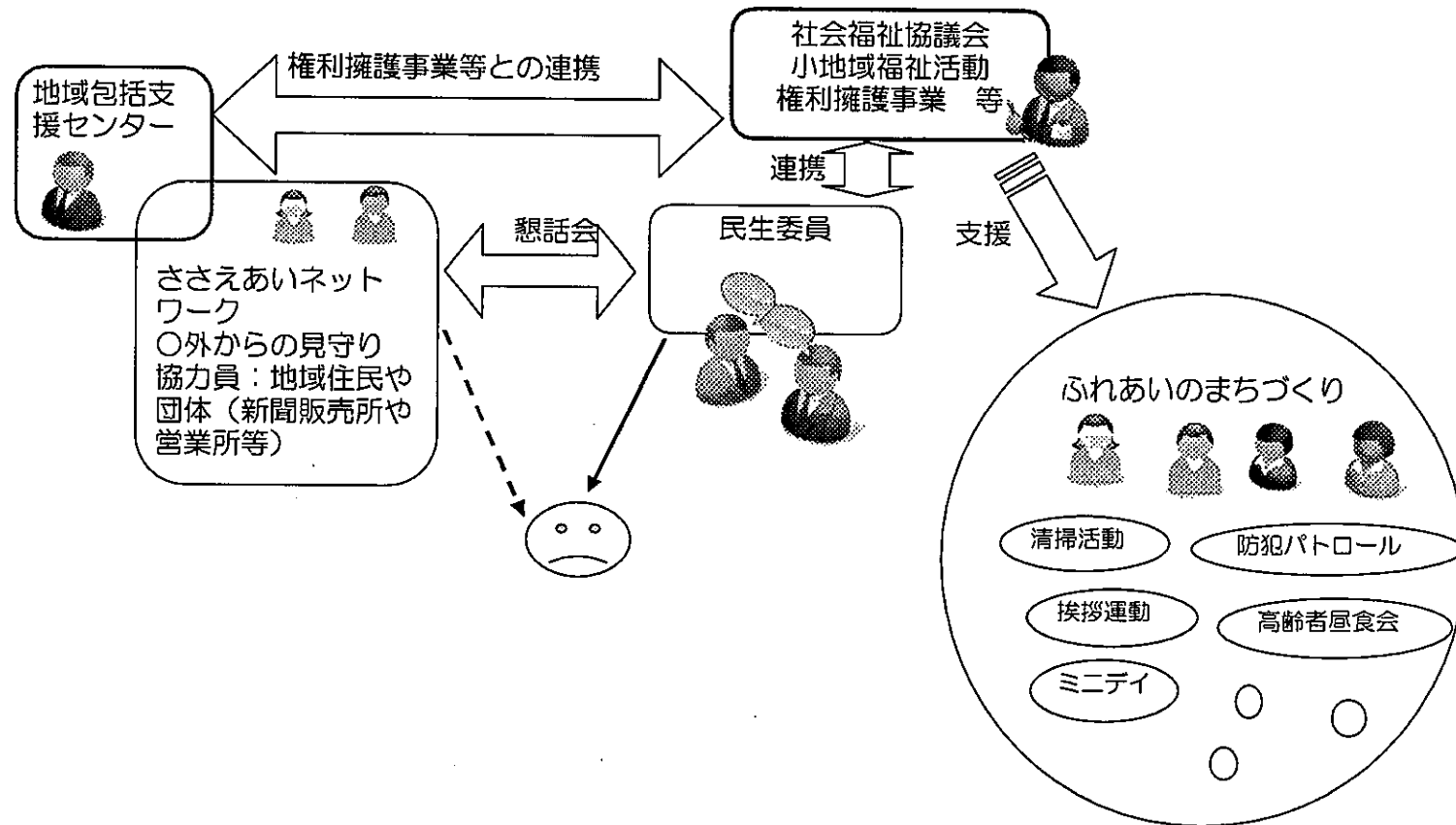
地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口であり、困難ケース等の課題を事例検討することにより、地域における包括ケア体制の構築が図られ、他エリアへの普及も期待される。

さらに、ささえあいネットワークの制度によらない見守り活動等の身近な事例検討等を、住民懇談会、地域包括、ささえあいネットワークに協力している団体等のメンバーで検討することにより、より具体的なネットワークの構築が図られるとともに、対象者にあったメニューの提示ができるような新たなインフォーマルなシステム作りへとつながりがもてるものと期待される。

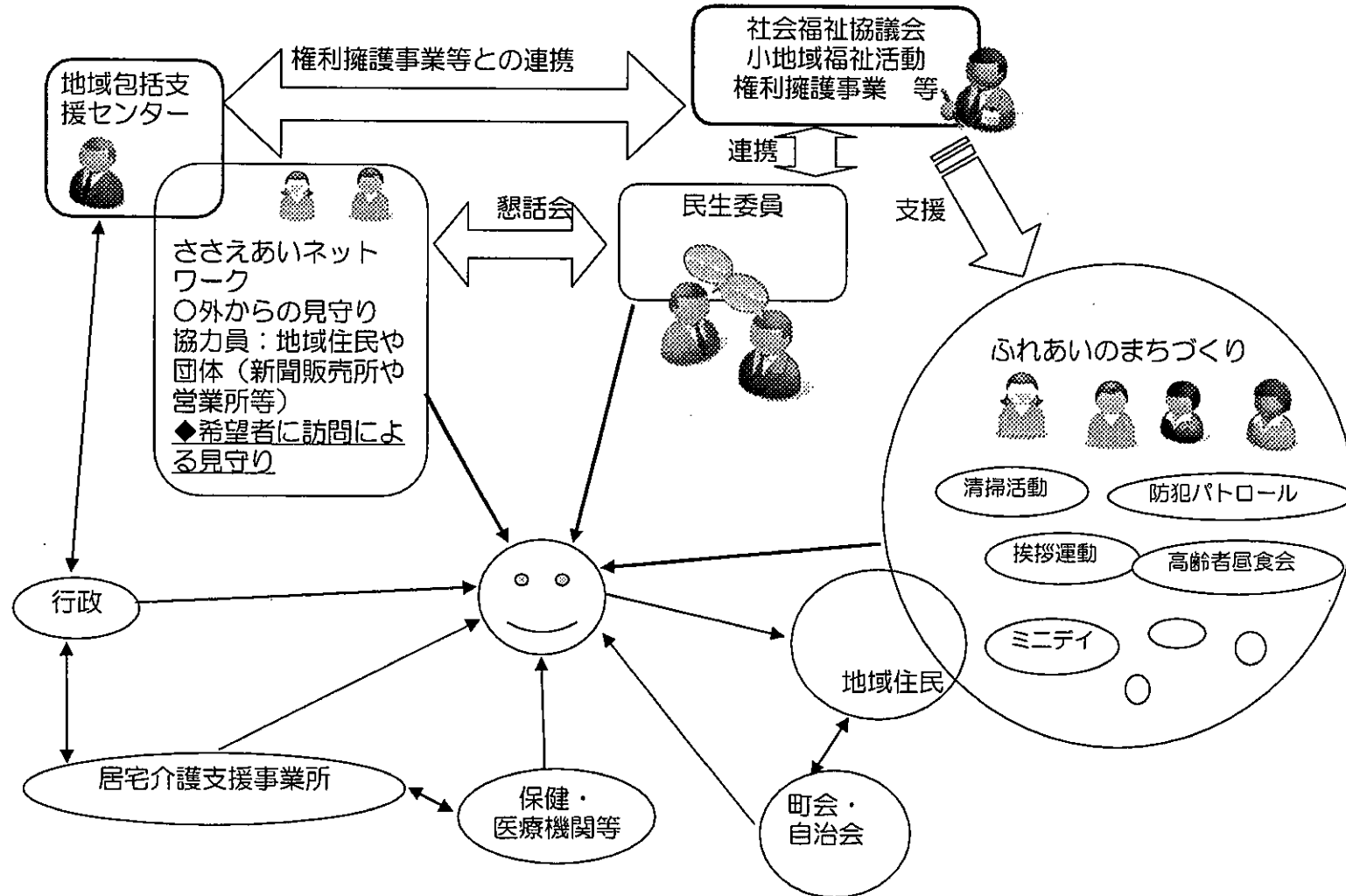
個別の要支援ケースへの訪問支援活動を通じた専門機関と住民組織の連携



西東京市社協：取り組み前



西東京市社協：取り組み後



Ⅲ モデル事業を通じて

①役割分担と“場”

住民が自分たちの生活をどうやって守っていくかに原点がある。したがって地域や住民などが抱える問題と、援助する側がうまくマッチングしていないという問題があるが、その際当事者をどうとらえていくかが重要である。援助する側のネットワークだけでなく、当事者の中のネットワークの双方がうまくかみ合えば効果的であり、面としての援助ができてくる。

そのために、包括と社協はどういう役割分担をするのか。ネットワークをつくる時、社協がリーダーシップをとる部分と包括がリーダーシップをとる部分があると思われる。社協と包括がうまくかみ合っ初めて住民が安心でき、身近なところで必要な支援を受け、社会とのつながりを持ちながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるといえる。

また、当事者にとっては、「場のルール」が必要となる。それぞれのニーズがどういうところにあるのか再確認が必要であり、ネットワークについても、当事者のネットワークも含めその意義と目的を改めて確認する必要がある。社協は、支援する側のネットワークを有しており、その総合力を活かしつつ、地域住民が持っているネットワークとどう結び付けていく方が重要である。

これまでの取組みを通じて、改めて、場の設定、共有すること、ルール化することが、社協としては大切であることが認識された。日常的な関係を持った上でのネットワークづくりなのか、当事者組織に対してどのようにこれまで関わってきたのか、これからどう関わっていかうとしているか再確認する必要があると思われる。また活動を評価してくれる人も必要となるだろう。

区部では、事業所や情報が多くあり、制度もある程度整備されているが、ありすぎてかみ合っていない状況がある。そのため場を設定し、役割分担とルールを明確化し、共有することではじめてネットワークが機能してくるといえる。市部では、サービスや社会資源はほどよい量といえるが、現状ではそれがうまく機能しているとはいきれない。そうした地域の状況に応じた課題も見えてきた。

②社協と地域包括支援センター

包括を受託している社協にとって、地域福祉推進部門との密接な連携を図ることは当然の前提となる。そして、包括と社協の小地域福祉活動が結びつくことが、お互いの専門性を発揮する上でも、住民活動にとっても効果的である。そうしたアプローチを通して、社協は、地域の課題を住民が自分たちで解決できる場づくりを社協はしていかなければならない。

また、成年後見の利用支援は包括の仕事でもあるが、地域福祉権利擁護事業を基盤として、社協の権利擁護との結びつきが必要とも言える。地域の住民活動の基盤づくりの支えと権利擁護の支えを社協が積極的に担うことで、包括との連携が深まり、住民の福祉の向上に繋がっていくと期待される。

包括には、困難事例が多く寄せられている。そのバックアップ的な役割を社協が担うことを考えてもよいだろう。ニーズが多様化し、また社会情勢が変容する中で、対象者が必要とする支援と地域の支援者が取り組もうとする活動がミスマッチをきたしているという現実がある。そのことを社協は深く受け止め、今後包括センターとの協働のあり方を考えていく必要がある。

今回の杉並区と西東京市のモデル事業の中間報告として、これまで明らかになったポイントや今後の課題をまとめてみたい。

1. 活動の具体的な明示

西東京市のこれまでの取り組みから、以下の3点が住民による活動を促進するポイントとして見出せた。まず第一に、活動の担い手である住民が自分のレベル・範囲でできる活動であること、第二にそれが活動の担い手または受け手にも明確であること、第三に、責任ある主体が（地域包括支援センターあるいは社協など）がバックアップすることが明らかになっていることである。小地域福祉活動は住民が主体であるとされる。しかし、そこに専門職の介入がなければ本当の意味での活動の深さや広がりを目指すことは難しい。住民と専門職との役割分担を明示することによって初めて、住民による主体的な活動が行われていくものである。

2. プログラムの開発

杉並区の活動に対して「「車いす体験会」以外の切り口も必要」とのコメントがなされているが、新しい担い手の発掘ということを目指すのであれば活動プログラムを再考しなければならない。

これからの活動プログラムには、その内容に「学習性」「有用性」「レクリエーション性」が求められると考える。

「福祉」という範囲にむしろ我々福祉関係者は自縄自縛状態になってしまっているのではないか。その活動に参加することが楽しく、何かを学べ、そしてその体験が有用であると感じられるならば人は参加する。さらに言えば「権利性」、すなわち地域活動を行うことは義務や強制ではなく、市民としての「権利」であり、みずから地域を変える主体であるという意識啓発を行える機会であることも求められるだろう。そうしたプログラムの開発が今後の課題であることが明らかになっている。

3. 短期・長期目標の明確な設定

個人のケアプランの作成のように、短期的・長期的な目標が設定されているか。つまり、このプログラムを通して地域において何を達成しようとしているかが、全体として認識されていなければならない。協働する地域他機関や住民全体と、目標が共有化できているかということが問われる。ケアプランなどの個別プランの策定に比較して、コミュニティソーシャルワークにおいては、この点があいまいになりやすいという欠点がある。目標の設定は、その後の事業評価にもつながるものでもある。これは個別ケースを扱う地域包括支援センターよりも、社協の側により課題があるということができよう。

4. 地域包括支援センターと社協との協働

それぞれの「弱点」を補いつつ、「強み」をいかしてサポート体制を地域の中で作り上げるという目的は、今後の課題はあるとはいえ、一定の方策が見えてきたように思われる。点のケアを面へと広げていく、それをネットワークでつないでいくためには、地域包括支援センターと社協が「お互いを知る」という基本的なことから始まり、「ともに活動に取り組む」へと展開することが重要である。特に西東京市のモデル事業は、コミュニティソーシャルワークの具体例として今後の経緯を見ながら事例分析をしていくことが必要であろう。

地域包括ケア促進モデル事業 検討委員会 審議経過

	期 日／議 題	主な意見等
1	<p>《19年6月5日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員紹介 2. 正副委員長の選出 3. 事業の趣旨と背景の説明 4. 各モデル地区の状況 5. モデル地区による取り組み 6. 今後のスケジュール 	<p>○委員会では、「包括と地域をどのように結び付けていくか」「社協がどのような独自の役割をつくれるのか」「以上を踏まえて、社協と包括も含めた、地域の福祉のあり方」を検討する。包括は包括としてより良い機能を果たせるように、社協は社協として地域活動をより推進していくにはどうすればいいのかを検討し、両方をうまくマッチングさせていきたい。</p> <p>○社協と包括が地域の社会資源の開発をどのようにして協働できるのかといった視点、例えばネットワークづくりをどのようにして協働できるのかといった視点もあってよいと思う。</p> <p>○包括も社協も互いを十分理解していないことが課題である。</p> <p>○社協も包括もどちらも思いがありながら近づけていない気がする。当面は連携というより、包括を社協がどうバックアップしていくかを考える必要があると思う。</p>
2	<p>《8月29日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モデル地区の取り組みについて 2. モデル地区における今後の進め方や方向性の確認等 	<p>○杉並はどちらかという社協と地域が強くて、後に包括がある。西東京はむしろ地域と包括が強くて、社協が少し弱い。三角関係が微妙に違う。「社協、包括と地域の三角関係をどうつくっていくのか」というのがこの研究テーマのポイントになってくる。</p> <p>○杉並からは防災、西東京からは独居も含めた高齢者の福祉の課題が出たので、いいモデル事業になると思う。社協は、杉並・西東京とも住民のネットワークと専門職のネットワークをつなぐ等の地域のネットワーク作りをうまくやるとよい。また、西東京では、市でなく住民主体の活動からミニデイが生まれてくるとよい。</p> <p>○杉並は次の課題に対してどういうネットワークをつくり、それをいかに全体化していくのか、西東京は、緩やかなネットワークの中で、出てきた課題に対してどういうネットワークをつくるのか、検討しなければいけない。また、共通課題として、ネットワークの担い手を広げていく方法を検討する必要がある。</p> <p>○要介護者で一番援護してもらいたいのは、ひとり暮らしで家族がいない人である。要介護5で重篤な人でも、家族がいれば、要支援のひとり暮らしの方が優先になる。家族など、その人個人が持っている資源を組み込むとよい。</p>
3	<p>《10月30日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各モデル地区の取り組み状況について 2. モデル地区における今後の進め方や方向性の確認等 3. 事例検討用のシートについて 	<p>○両地区に共通するのは、地域や住民などが抱える問題と、援助する側がうまくマッチングしていないこと。これを解決しないと前に行かないことが浮き彫りになってきた。</p> <p>○杉並の試みは興味深い。自立支援法でサービスを受けていた人が、介護保険になった途端にサービス量が減ってしまい混乱が生んでいる。これをつなぐ試みというのは必要である。また地域の課題が何で、それに対して包括や社協は何ができるのかということをもう少し明確化していてもよい気がする。成年後見や日常生活の推進事業も含めたことを地域で今後どうしていくのかも考えないと、人の</p>

	<p>側のネットワークを今まで考えていたが、実は当事者の中にネットワークがある。当事者がネットワークを持っていて、こちらのネットワークともかみ合わせばすごく効果的になる。それぞれのネットワークがうまく合えば「面」として援助できる。もう一つの議論は、包括、社協はどういう役割分担をするのかということ。ネットワークをつくる時は、だれかが引っ張らないと動かず、その辺で社協がリーダーシップをとる部分、包括がリーダーシップをとる部分というのがあるのではないか。</p> <p>○西東京はルールづくりで立ちどまっているが、普通の人の感覚では、インフォーマルならば幾らでもやるけれども、フォーマルになることに対しては、怖いという意識がある。今までの実績があり、このままでいくのであれば、それ程仕組みにこだわらなくてもいいのではないか。臨機応変にやったことの後ろに仕組みができるのであり、先に仕組みをつくる必要はないのではないか。また、見守りは、自分のためにやるということ、将来自分がそうなるかもしれないときにどうあったらいいか、という視点でかかわってもらえたらいいのではないかと思う。</p> <p>○日常的な関係を持った上でのネットワークなのか、日常的な関係がない上でのネットワークづくりなのか、それをどう分けて考えるかということは大事。それから、改めて社協が当事者組織というものに対してどのようにこれまでかかわってきたかということや、これからどうかかかわっていこうとしているのかをもう一度考えていく必要がある。見守協力員がやりがいを見出せずに、やめていく話があったが、細々とやっていることに対しては、活動を評価してくれる人が必要で、可視化できるようなものがあればよいと思う。</p>
<p>4 《20年1月15日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各モデル地区の取り組み状況について 2. モデル地区における今後の進め方や方向性の確認等 3. 中間報告書について 4. 今後のスケジュールについて 	<p>○場の設定、共有すること、ルール化すること、そういったことが大事だということが見えてきた。杉並と西東京の違いについては、杉並は事業所や情報が多くあり、制度もある程度整備されているが、あり過ぎてかみあっていない感じがする。場を設定し、共有することでうまくそれが機能する。西東京の場合は、程よい量だが、それがうまく機能できるのか。沢山あることでうまく動けない部分と、うまく機能できるかどうかという、23区内と区外の違いもある感じがする。</p> <p>○モデル事業の目的は、包括と社協が協働することで地域包括ケアを促進すること。もう少し具体的な協働による「達成目標」を言語化し、ほかの地域でもできるようすることが大事。事例検討のような形で、プロセス研究などもできると思う。</p> <p>○社協のコミュニティワーカーとしての役割を明確にしておいた方がよい。</p> <p>○社協と包括がうまくかみ合っ初めて住民が安心でき、だから社協も包括も「独自の存在意義」があることにもっていければよい。しかし、住民からすれば窓口は1つでそこが全部やってくれた方がよい。社協の側からすれば、包括と社協の両方がいて、それぞれの役割分担をもって地域にかかわるのが望ましい。</p> <p>○入り口は1つで、後ろでつながってくれるのが一番。</p> <p>○災害は、どこの地域でも一番考えなくてはいけないところで、特に行政が考えなければいけないので、非常に気になっている。行政は縦割りだが、いろいろな弱者を守る体制をつくらなくてはいけない。</p> <p>○「何かをやりたい」という住民はあちこちにいるが、相談に行ける場所がなかなかない。社協はそれをやってくれるはず。わき上がってきたものを汲み取っていくような活動があるといい。また、民生委員が制度のことを知らないことがあるが、ある程度わかってもらいたい。民生委員も専門職の話がわかるようになって、お互いの特性がわかり情報交換がうまくいく場があると住民は安心できる。</p>

<p>5 《3月14日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各モデル地区の取り組み状況について 2. 中間報告書（案）について 3. モデル地区における20年度の進め方や方向性の確認等 4. 今後のスケジュールについて 	<p>○杉並は新しい試みをしたけれど、なかなか枠を超えられない課題、また障害者の問題を取り上げているが、地域包括との関係をどのように具体的に詰めていくのかというのが少し課題になってきた。西東京の方は、この活動をあわせて社協としての視点をもっと切り込む必要がある。</p> <p>○現状、地域の課題、目標を明確に設定し、包括と社協が連携することによって地域のインフォーマルケアを充実させて、地域ケアを少しでも向上させていくという目的があるので、それに向けての具体的な達成目標が何なのかというのがもう少し明確になったらいいと思う。もう一つ、社協側からこういう働きかけをして、包括も協力して、お互いにこういう連携をして協力体制をとったからこういうふうになったというのがもう少し見えてくるといいと感じた。</p> <p>○ある意味では異質なものの組み合わせであることから、補うわけでも役割分担もなく、むしろ新しいものとして考えなくてはならないことが2つある。1つは、溝をうめるというネットワークだけではなくて、相乗効果をどう作るかということ。もう1つは、相互の入り組みをどのように行うかということかと思う。</p> <p>○最終ゴールは、基盤づくりとそれを活かすための個別ケアとの融合によるシナジー効果という二つだろうと思う。また、プロとしてそれをどう形にしていくか、可視化していくかということが非常に大事になる。それを他地域にも広げていくということ、それだけではなく今後、それぞれの地域がよりよい活動をしかりつくっていくためにも、とりわけ住民の方にもわかってもらうことも含めて、そのことは非常に重要なポイントになると思う。</p> <p>○地域の基盤づくりといった当事者意識を持った住民の活動を進めていくのが本来の社協の仕事であり、それを地道にやってきたと思うが、まだ目に見えていないというのが都内の状況だと思う。いろいろなキーワードが出たが、ほどよい距離とか、信頼とささえあいのネットワークをつくっていくということが、改めて重要になっている。</p>
--	---

地域包括支援センターと社協の協働による包括ケア促進モデル事業 検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条

改正介護保険法で設けられた地域包括支援センターには、介護予防や地域の包括的ケアの中心的役割が期待されている。一方、区市町村社協は、これまで小地域福祉活動、権利擁護事業などを通じ、地域づくりを行ってきた。検討委員会では、モデル地区における地域包括支援センターと区市町村社協との協働を支援し、「包括支援ネットワークの構築」と「権利擁護」を確立するために必要となる基本的な視点や手法を開拓することを目的とする。

(委員会の役割)

第2条

- (1) 事業全体の企画
- (2) モデル地区活動の進行管理および支援
- (3) 成果と課題の分析・評価
- (4) 報告書の作成
- (5) その他、本モデル事業に必要な事項

(委員構成)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者10名をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) モデル地区関係者
- (4) 東社協・センター部会役員（地域包括支援センター職員）
- (5) その他、本委員会に必要と思われる者

(委員の任期)

第4条 平成19年4月1日～平成21年3月31日（2年間）とする。
ただし、モデル地区関係者は、モデル地区指定期間とする。

(正副委員長)

第5条 検討委員会には正副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、検討委員会の進行管理、総括を行う。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(検討委員会の招集等)

第6条 検討委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、第3条に掲げる者のほか、検討事項に関係する者に検討委員会への出席を求めることができる。

(委員会の公開)

第7条 区市町村社会福祉協議会職員等で検討委員会の傍聴を希望する者には、傍聴を許可する。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、東京都社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉担当とする。

「地域包括ケア促進モデル事業 検討委員会」委員名簿

NO	氏名	所属	属性	備考
1	平野 方紹	日本社会事業大学 福祉計画学科 准教授	学識経験者	委員長
2	山本 美香	淑徳大学 総合福祉学部 准教授	学識経験者	副委員長
3	島村 八重子	全国マイケアプラン・ネットワーク 代表	市民活動団体	
4	山本 繁樹	立川市社会福祉協議会 地域生活支援課介護支援係長	地域包括支援センター 受託社協	
5	鈴木 博之	社会福祉法人 白十字会 東村山市北部地域包括支援センター 所長	センター部会推薦（セン ター部会支援センター分 科会長）	
6	疋田 恵子	杉並区社会福祉協議会 地域福祉課 杉並ボランティア・地域福祉推進セン ター係長	モデル地区（杉並区）	
7	平 由美	杉並区社会福祉協議会 ケア24梅里	モデル地区（杉並区）	
8	妻屋 良男	西東京市社会福祉協議会 総務課 福祉サービス支援係主査	モデル地区（西東京市）	
9	青木 一恭	社会福祉法人 都心会 デイサービス課相談支援課長 （栄町地域包括支援センター）	モデル地区（西東京市）	

オブザーバー

1	清水 洋子	杉並区社会福祉協議会 地域福祉課長	モデル地区（杉並区）	
2	菅原 智子	杉並区社会福祉協議会 ケア24梅里 所長	モデル地区（杉並区）	
3	横山 桂樹	西東京市役所 保健福祉部 高齢者支援課 地域支援係主査	モデル地区（西東京市）	
4	吉儀 恭正	社会福祉法人 都心会 栄町地域包括支援センター	モデル地区（西東京市）	

事務局 東京都社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉担当
 地域福祉部長 川井 誉久
 地域福祉担当 統括主任 池田 明彦
 地域福祉担当 調整主任 谷山 倫子（20年3月31日まで）
 地域福祉担当 主任 小野 明子